（国民年金基金規則の一部改正）

第八十六条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（届出等の記載事項） **第十三条**　この節の規定によって提出する届書、申出書又は申請書には、加入員又は申出者の氏名にふりがなを付し、かつ、届出、申出又は申請の年月日を記載しなければならない。	（届出等の記載事項） **第十三条**　この節の規定によって提出する届書、申出書又は申請書には、加入員又は申出者の氏名にふりがなを付し、かつ、届出、申出又は申請の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。
（請求書等の記載事項） **第二十三条**　この節の規定によって提出する請求書、申請書又は届書には、請求、申請又は届出の年月日を記載しなければならない。	（請求書等の記載事項） **第二十三条**　この節の規定によって提出する請求書、申請書又は届書には、請求、申請又は届出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

（救急救命士法施行規則の一部改正）

第八十七条　救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。